

# 収用等の場合の5,000万円の特別控除の特例（措法33条の4）チェックシート

氏名

◇ 各質問に対して「はい」、「いいえ」を○で囲みながらお進みください。

1 あなた（売却された方）は、公共事業の施行者から、最初に取り等  
の申出を受けた日から6か月以内に売却しましたか。

※1 取り等の申出を受けた日は、「公共事業用資産の取り等の申出証明書」に記載されています。

※2 取り等をされた日は、「公共事業用資産の取り等の証明書」に記載されています。

いいえ



はい

2 あなたは、最初に取り等の申出を受けた方ですか。

※ 取り等の申出を最初に受けた方から相続、遺贈または死因贈与で売却資産を取得した場合は、「はい」となります。

いいえ



はい

3 あなたは、令和4年以前に、今回と同じ公共事業のために資産を売却しましたか。

（売却した ⇒ 最寄りの税務署に確認後、進んでください（措法33の4-4））。

はい



いいえ

4 あなたは公共事業の施行者から次の証明書の全ての交付を受けていますか。

収用等証明書

公共事業用資産の取り等の申出証明書

公共事業用資産の取り等の証明書

※ この特例の適用を受けるためには、これらの証明書を申告書に添付する必要があります。

いいえ



はい

5 あなたは、令和5年分の譲渡所得について、次の特例を適用しますか。

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33条）

交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33条の2）

※ 5,000万円の特別控除の特例（措法33条の4）とこれらの特例は同時に適用できません。

はい



いいえ

特例の適用を受けることができます。

裏面に特例の適用に当たって必要な添付書類及び注意点を掲載していますのでご覧ください。

特例の適用を受けることはできません。

## 特例の適用を受けるための添付書類

このチェックシートと次の書類を確定申告書に添付して提出してください。

	添付書類	チェック
1	<b>譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】</b>	<input type="checkbox"/>
2	<b>収用等証明書</b>	<input type="checkbox"/>
3	<b>公共事業用資産の買取り等の申出証明書</b>	<input type="checkbox"/>
4	<b>公共事業用資産の買取り等の証明書</b>	<input type="checkbox"/>

### 特例の適用を受けられる方は次の点に注意してください。

公共事業の施行者から受け取った補償金などのうち、この5,000万円の特別控除の特例の対象となるのは、原則として、「**対価補償金**」に限られ、**移転補償金**（動産移転料や移転雑費など）は「一時所得」として、**収益補償金**や**経費補償金**は「**事業所得**」等として課税の対象となります（補償金の所得区分が分からない場合は、最寄りの税務署にお尋ねください）。

（参考）補償金の区分と課税上の取扱い

種 類（主なもの）	補償金区分	所得区分	特例適用の可否
土地の買取、建物の買取取壊し、立木等の伐採・除去※、残地補償、配偶者居住権補償、借家人補償	対価補償	譲渡・山林	特例の対象となります。 (注) 棚卸資産の補償は、収益補償となります。
事業の休業業、家賃減収	収益補償	事業・不動産・雑	原則として、特例の対象となりません。
建物等移転料、動産移転料、仮住居費用、立木等の移植費用、移転雑費	移転補償	一時	特例の対象となりません。 (注) 交付の目的に従って支出した部分の金額は、総収入金額に算入しません。
店舗、公課、仮店舗設置、休業手当	経費補償	事業・不動産・雑	特例の対象となりません。
祭り料、改葬料	精神補償	非課税	

※ 建物等の取壊しにより生じた廃材や立木等の伐採・除去により生じた材木等の売却代金の額は、特例の対象となりません。

※ 5,000万円の特別控除の特例を適用した場合には、土地について譲渡所得の金額が算出されたとしても、優良住宅地等の軽減税率の特例（措法31条の2）の適用は受けられません。

※ 配偶者特別控除などの所得控除が適用される合計所得金額の判定は、5,000万円の特別控除前の譲渡益の金額で判定します。

☞ 収益補償金、経費補償金、移転補償金及び残地保全経費補償金の課税延期を受けるためには、「移転補償金等の課税延期申出書」を提出する必要があります。

※ 整理欄（収用に係る収支内訳を記入してください）

所得区分	補償金合計	支出した費用合計	支出した費用の内訳
譲渡・山林	円	円	
事業・不動産・雑	円	円	
一時	円	円	
	円	円	